

三 第42条の4 (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(試験研究費に含まれる人件費) 42の4 - 1 措置法第42条の4第3項第2号.....</p> <p>(試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い) 42の4 - 4 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第42条の4第3項第3号に規定する「適用年度の開始の日前5年以内に開始した各事業年度」(以下「比較年度」という。)<u>又は同項第4号に規定する「適用年度の開始の日前2年以内に開始した各事業年度」(以下「基準年度」という。)</u>の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。</p> <p>(試験研究費の額の統一的計算) 42の4 - 6 措置法第42条の4第1項の規定は、試験研究費の額が増加した場合に法人税額の特別控除を認めるものであるから、<u>比較年度、基準年度及び適用年度の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、継続して同一の方法によることに留意する。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p>(試験研究費に含まれる人件費) 42の4 - 1 措置法第42条の4第8項第1号.....</p> <p>(試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い) 42の4 - 4 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第42条の4第8項第2号に規定する基準年度(同条第7項において読み替えて適用する場合を含む。以下42の4 - 6において「基準年度」という。)<u>から同条第1項又は第4項に規定する適用年度(以下42の4 - 6において「適用年度」という。)</u>の直前の事業年度までの各事業年度の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。</p> <p>(試験研究費の額の統一的計算) 42の4 - 6 措置法第42条の4第1項又は第4項(同項第2号の規定の適用を受ける場合に限る。)<u>の規定は、試験研究費の額が増加した場合に法人税額の特別控除を認めるものであるから、これらの規定の適用に当たっては、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>基準年度から適用年度までの各事業年度の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、継続して同一の方法によるべきものであること。</u></p> <p>(2) <u>適用年度において同条第6項に規定する特定株式(以下42の4 - 6において「特定株式」という。)を取得していない場合には、基準年度から適用年度の直前の事業年度までの各事業年度において特定株式を取得しているときであっても、同条第8項第2号に規定する比較試験研究費の額の計算に当たっては、当該各事業年度において取得した特定株式の取得価額の100分の20に相当する金額は当該各事業年度の試験研究費の額に加算しないこと。</u></p> <p>(試験研究費の額がない場合の税額控除) 42の4 - 7 法人が措置法第42条の4第8項第3号に規定する基盤技術開発研究用資産(以下「基盤技術開発研究用資産」という。)を事業の用に供した場</p>

合には、その事業の用に供した事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がないときであっても同条第2項の規定の適用があることに留意する。

(廃止)

(基盤技術開発研究用資産の範囲)

42の4 - 8 措置法第42条の4第2項(同条第3項及び第4項(同項第1号の規定の適用を受ける場合に限る。)を含む。以下同じ。)の規定の適用の対象となる基盤技術開発研究用資産は、昭和60年3月30日付大蔵省告示第47号の別表に掲げる資産のうち同条第8項第3号に規定する技術の開発研究のために直接使用されているものに限られるから、製品の生産工程の一部において使用されているなど当該技術の開発研究のために使用されていない資産については、同条の規定の適用がないことに留意する。

(廃止)

(附属機器等の同時設置の意義)

42の4 - 9 昭和60年3月30日付大蔵省告示第47号の別表において本体と同時に設置することを条件として基盤技術開発研究用資産に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(廃止)

(基盤技術開発研究用資産を貸し付けた場合の不適用)

42の4 - 10 法人が取得し、製作し、又は建設した基盤技術開発研究用資産を他に貸し付けた場合には、たとえその貸し付けを受けた者が当該基盤技術開発研究用資産を措置法第42条の4第8項第3号に規定する技術の開発研究のために使用したとしても、当該基盤技術開発研究用資産については、同条第2項の規定の適用がないことに留意する。

(廃止)

(基盤技術開発研究用資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の4 - 11 法人が基盤技術開発研究用資産を事業の用に供した日を含む事業年度後の事業年度において当該基盤技術開発研究用資産の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度にさかのぼって当該値引きのあった基盤技術開発研究用資産に係る措置法第42条の4第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(廃止)

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)
42の4 - 7 法人が措置法第42条の4第2項.....

(従業員数基準の適用)
42の4 - 8

(常時使用する従業員の範囲)
42の4 - 9

(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)
42の4 - 10

(廃止)

(申告に係るその控除を受けるべき金額)
42の4 - 11 措置法第42条の4第5項.....

(被合併法人から受け入れた基盤技術開発研究用資産の税額控除)
42の4 - 12 被合併法人がその取得等をして事業の用に供した基盤技術開発研究用資産につき減価償却費を計上せず、かつ、措置法第42条の4第2項の規定の適用を受けない場合において、合併法人が当該被合併法人から受け入れた当該基盤技術開発研究用資産について同条第2項の規定の適用を受けたときは、基本通達4 - 2 - 17の(1)及び(2)に掲げる要件を備えているときに限り、その適用を認めるものとする。

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)
42の4 - 13 法人が措置法第42条の4第3項.....

(従業員数基準の適用)
42の4 - 14

(常時使用する従業員の範囲)
42の4 - 15

(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)
42の4 - 16

(認定特定事業者に係る基準年度の選択適用)
42の4 - 17 措置法第42条の4第7項の規定の適用は、法人が各事業年度ごとに選択することができるのであるから、継続適用はその条件とされていないことに留意する。

(申告に係るその控除を受けるべき金額)
42の4 - 18 措置法第42条の4第10項.....

四 第42条の5～第48条 (共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第42条の5～第48条 (共通事項) 関係</p> <p>(特定設備等の特別償却の計算) <u>42の5～48(共) - 1 措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の12第1項、第43条から第45条の3まで及び第46条の2から第48条まで</u>.....</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義) <u>42の5～48(共) - 2</u>措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の12第1項及び第43条から第48条まで.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲) <u>42の5～48(共) - 3 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第2条第5項第1号から第3号まで、中小企業経営革新支援法第2条第1項第1号から第3号まで、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第1号から第3号まで、中小小売商業振興法第2条第1項第1号から第3号まで、中小企業流通業務効率化促進法第2条第1項第1号から第3号まで及び漁業再建整備特別措置法第2条に規定する「常時使用する従業員の数」の意義については、42の4 - 9の取扱いを準用する。</u></p>	<p>第42条の5～第49条 (共通事項) 関係</p> <p>(特定設備等の特別償却の計算) <u>42の5～49(共) - 1 措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の9第1項、第43条から第45条の2まで及び第46条の2から第49条まで</u>.....</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義) <u>42の5～49(共) - 2</u>措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の9第1項及び第43条から第49条まで.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲) <u>42の5～49(共) - 3 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第2条第5項第1号から第3号まで、特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第2条第1項第1号から第3号まで、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第1号から第3号まで、中小小売商業振興法第2条第1項第1号から第3号まで、中小企業流通業務効率化促進法第2条第1項第1号から第3号まで及び近促法第2条に規定する「常時使用する従業員の数」の意義については、42の4 - 15の取扱いを準用する。</u></p>

五 第42条の5 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42の5 - 1 法人が、措置法第42条の5第1項第5号又は第2項.....</p> <p>...</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42の5 - 1242の4 - 11.....</p>	<p>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42の5 - 1 法人が、措置法第42条の5第1項第5号.....</p> <p>.....</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42の5 - 1242の4 - 18.....</p>

六 第42条の6 (電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
(申告に係るその控除を受けるべき金額) 42の6 - 1742の4 - 11.....	(申告に係るその控除を受けるべき金額) 42の6 - 1742の4 - 18.....

七 第42条の7 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用) 42の7 - 1措置法第42条の7第1項に規定する特定中小企業者等.....措置法令第27条の7第1項又は第13項.....措置法第42条の7第1項及び第3項.....</p> <p>.....措置法規則第20条の4第1項又は第4項に規定する.....</p> <p>.....</p> <p>(注)法人が各事業年度の中途において措置法第42条の7第2項に規定する特定中小企業者等に該当しなくなった場合の同項の規定の適用についても同様とする。</p> <p>(取得価額の判定単位) 42の7 - 2取得価額が280万円以上又は120万円以上若しくは500万円以上.....</p> <p>(圧縮記帳をした事業基盤強化設備の取得価額) 42の7 - 3取得価額が280万円以上又は120万円以上若しくは500万円以上.....</p> <p>(事業年度の中途において大規模法人に該当しなくなった場合の適用) 42の7 - 4 (注).....同条第1項第2号又は第3号.....措置法令第27条の7第1項又は第13項.....</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) 42の7 - 8 措置法第42条の7第1項に規定する特定中小企業者等である法人が、..... (注).....</p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p>	<p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用) 42の7 - 1措置法第42条の7第1項に規定する特定中小企業者等(以下「特定中小企業者等」という。)...措置法令第27条の7第1項又は第12項.....同法第42条の7第1項から第3項まで...措置法規則第20条の4第1項又は第6項に規定する.....</p> <p>(取得価額の判定単位) 42の7 - 2取得価額が280万円以上又は120万円以上.....</p> <p>(圧縮記帳をした事業基盤強化設備の取得価額) 42の7 - 3取得価額が280万円以上又は120万円以上.....</p> <p>(事業年度の中途において大規模法人に該当しなくなった場合の適用) 42の7 - 4 (注).....同条第1項第2号.....措置法令第27条の7第1項又は第12項.....</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) 42の7 - 8 特定中小企業者等である法人が、..... (注).....</p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p>

42の7 - 13措置法令第27条の7第12項第1号.....

(リース費用の均等支払の判定)

42の7 - 14措置法令第27条の7第12項第3号.....

(リース費用に含まれない費用)

42の7 - 15 措置法令第27条の7第13項.....

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

42の7 - 1742の4 - 11.....

42の7 - 13措置法令第27条の7第11項第1号.....

(リース費用の均等支払の判定)

42の7 - 14措置法令第27条の7第11項第3号.....

(リース費用に含まれない費用)

42の7 - 15 措置法令第27条の7第12項.....

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

42の7 - 1742の4 - 18.....

八 第42条の8 (事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>42の8 - 8 試験研究費割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額、法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額及び令第188条第2項の規定による事業継続要件を満たさない場合等の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。</p> <p>(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)</p> <p>42の8 - 9</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 法第51条第1項に規定する特定出資又は措置法第66条第1項に規定する<u>特定共同出資</u>により取得した株式(出資を含む。)のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時ににおける価額の合計額</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(試験研究費の額の範囲)</p> <p>42の8 - 10 措置法令第27条の8第4項に規定する試験研究費の額には、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額は含まれないことに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42の8 - 1842の4 - 11.....</p>	<p>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>42の8 - 8 試験研究費割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額、<u>同法第66条第2項又は第3項の規定による出資要件を満たさない場合等の益金算入額及び法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。</u></p> <p>(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)</p> <p>42の8 - 9</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 法第51条第1項に規定する特定出資により取得した株式(出資を含む。)のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時ににおける価額の合計額</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(試験研究費の額の範囲)</p> <p>42の8 - 10 措置法令第27条の8第4項に規定する試験研究費の額には、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額及び措置法第42条の4第6項に規定する<u>特定試験研究会社の株式のうち当該事業年度において取得したものの取得価額の20%に相当する金額は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(注)</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42の8 - 1842の4 - 18.....</p>



九 第42条の9 (自由貿易地域等において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(申告に係るその控除を受けるべき金額) 42の9 - 1442の4 - 11.....	(申告に係るその控除を受けるべき金額) 42の9 - 1442の4 - 18.....

十 第42条の10 (沖縄の特別中小企業者等が事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(申告に係るその控除を受けるべき金額) 42の10 - 1542の4 - 11.....	(申告に係るその控除を受けるべき金額) 42の10 - 1542の4 - 18.....